

VII. 制度的な枠組み

(1) 法的な準備

サバナケットへの海外直接投資を誘致し易く、さらには市場経済への移行を促進するためには新たな法律が必要である。経済特別区法に含まれるべき主要な項目は下記のとおりである。

新 SEZ 法で提案している主な内容

- SEZ とは、工業、観光、商業、サービス、農業関連産業、投資、金融センターとして高度に発展しているか、発展する可能性を有する、選別された地域である。
- SEZ は次の全てを包含するものとする。：輸出加工区、自由貿易地域、自由化された物流センター、観光・休暇センター。
- SEZ 内に立地する企業は優遇税制の適用を受け、また移民法もより緩和されるものとする。
- 最初の SEZ は、新メコン橋付近に設けられるラオスのチェック・ポイントから国道 9 号線と 13 号線の交差点に至る間の、新メコン橋へのアクセス道路と 9 号線から片側 2.5Km ずつの範囲に含まれる地域とする。
- SEZ は民間、政府、またはその両者の共同のいずれかによって建設され得るものとする。
- 他地域における SEZ 設置に必要な基準。
- SEZ は政府の干渉を最少限にとどめ、非中央集権的かつ独立独力で、独自に維持される地域とする。
- 出資比率の多寡を問わず外国人又は外国企業、およびラオス市民又はラオス企業は、完全保有又は合弁の形態によって、どの産業セクターにおいても企業を設立することが出来る。
- SEZ は非関税地域として運営され管理される。
- LEZA は独立した機関として首相府に所属し、SEZ の政策決定、運営、管理に責任を負う。
- 会計上の優遇措置は、3-8 年のタックス・ホリデー、10-15%への法人税減税、売上税・物品税・ミニマム税・輸出入関税の免除等とし、その他のチャージや手数料も、SEZ 企業に対しては減額される。
- SEZ 企業としての認可に際しては、外国企業に対しては 10 万ドル、国内企業に対しては 5 万ドルの最少投資金額が要求される。
- 外貨管理の自由化のために、SEZ にはオフショア・ステータスを付与する。
- 土地リース期間：外資は 30-75 年間、国内投資家には 30-50 年間とする。リース料の透明性を高める制度の導入。
- 投資ライセンス、輸出入ライセンス、その他ビジネスに必要な許可を促進するためのワン・ストップ・ショップの設立。
- 雇用援助と労働争議の解決を図る労働関係センターの設置。
- SEZ 企業での労働条件を統一するマスター雇用契約の導入。
- 総従業員数の 25%までの外国人労働者の自由雇用制度。
- ラオス人の技能や経営管理能力の開発に要した訓練費用の、課税所得からの 100%控除。

経済特別区の運営

経済特別区の開発と運営の為には経済特別区庁（ラオス経済地域庁—Lao Economic Zone Authority: LEZA)の設立が必要である。LEZA はワンストップサービスを提供しなければならない。

このような他国の例を見るまでもなく、経済特別区庁に十分な権限を与え手続きの簡素化を図ることが経済特別区庁の効率的な運営につながり、投資家にとってもメリットが大きい。

ラオス経済区開発庁 Lao Economic Zone Authority (LEZA)

ラオス政府の経済特別区開発に関する主要な役割は海外直接投資の誘致の為の法的枠組みの整理と輸出振興となろう。ラオス政府からの委任を受けた公的機関がサバナケット経済特別区用のインフラの整備（アクセス道路、電気・水・通信等）を行なう。ラオス政府・経済区開発庁と民間の開発・運営の役割分担は下記のとおり整理出来る。

表 S-8 サバナケット経済特別区の実施体制

	法制度整備	管理・運営	建設	維持管理
工業	Government	LEZA	Private	Private
輸送	Government	LEZA	Private	Private
商業	Government	LEZA	Private	Private
アメニティー	Government	Private	Private	Private
サポーティング	Government	LEZA	Private	LEZA

*インフラ整備（電力・水・通信等）は政府もしくはLEZA

ラオス経済区開発庁の想定される組織は下記のとおりである。

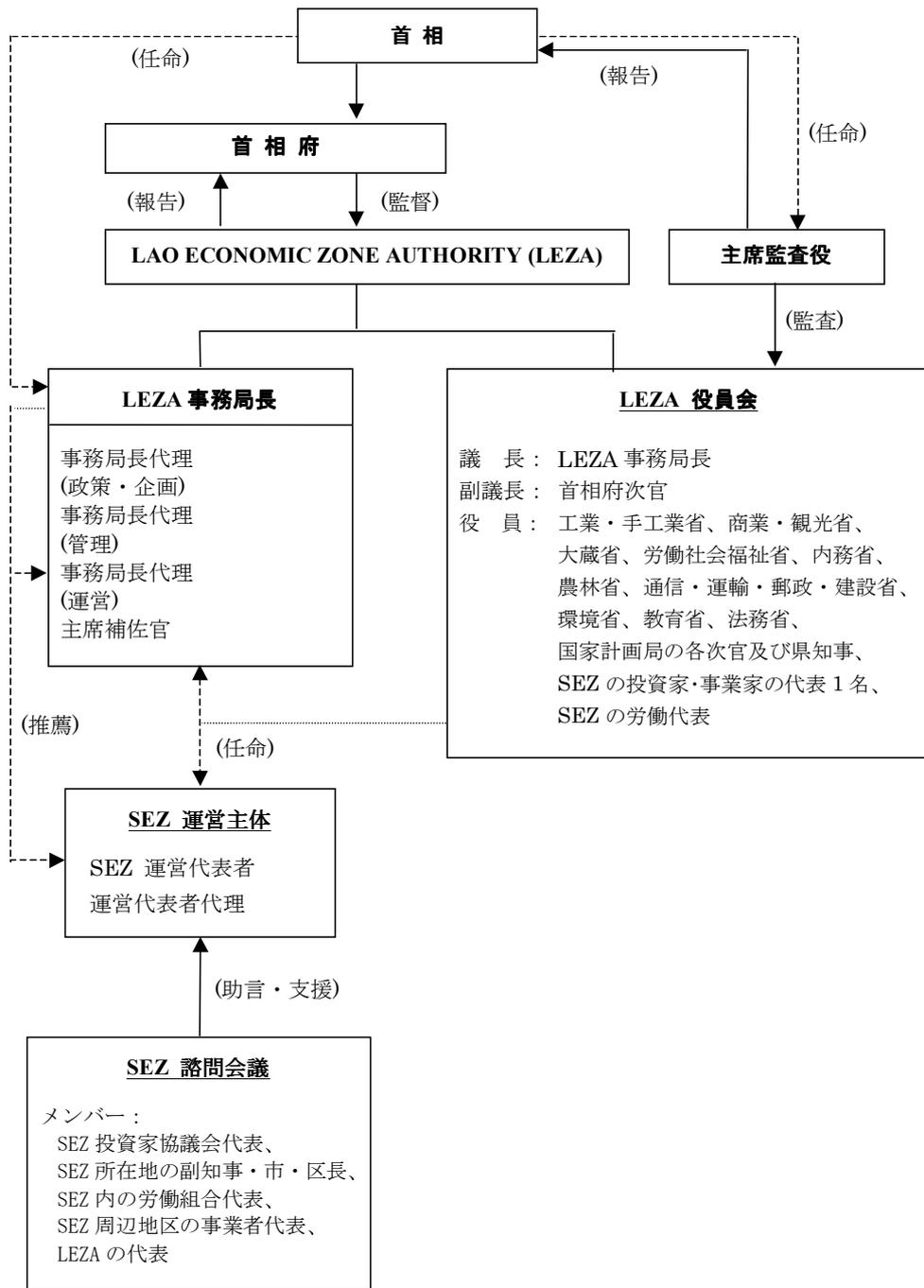


図 S-9 LEZA 組織図

VIII. 実施の為のアクション

サバナケット経済特別区開発の為に必要なアクションを下記のとおり整理した。

(1) サバナケット経済特別区開発委員会の設置

経済特別区設置の為に多くの事項を解決しなければならない。第一には経済特別区開発準備の為に組織が必要である。サバナケット経済特別区開発委員会を首相府の指揮のもと設立することが望ましい。同委員会は経済特別区開発準備の計画策定・調整業務をおこない。また、経済特別区庁の人選もおこなう。

(2) 経済特別区法の準備

“経済特別区法”のドラフトを経済特別区開発委員会設置後、直ちに開始すべきである。経済特別区法の準備には法務省のリーダーシップにより他の法律・省令との整合性を考慮しながら進めなければならない。経済特別区法の施行規則も策定する必要がある。施行規則はラオス経済の進捗を見ながら定期的に見直すことが必要である。

(3) 投資誘致

タイ・ベトナム等の投資家のラオスに関する知識は乏しい。ラオス全体そしてサバナケットについての理解を深めることが必要である。経済特別区で与えられる優遇措置の内容等を十分に投資家に伝えなければならない。経済特別区の紹介パンフレットを作成するとともに、紹介ホームページが必要である。既存の類似機関であるフィリピンのスービック湾管理庁やタイの工業団地庁、日本の沖縄特別自由貿易地域のホームページを参考とすべきである。

(4) 経済特別区開発活動の調整

経済特別区庁の設立と適切な管理が経済特別区の成功のための要である。上記のとおり、サバナケット経済特別区開発委員会の設置、経済特別区法の準備、投資誘致等様々な課題がある。また、成功裏にサバナケット経済特別区が設立され、運営された後には、ラオス国内の他の地域にも同様の制度が適用することを視野に入れておくべきである。つまりサバナケット経済特別区はラオスの市場経済化の実験・モデルである。

ラオスの投資環境改善・投資促進に加えて、サバナケット経済特別区開発に関して助言する外国人アドバイザーを迎え助言を得ることも検討に値する。